

税務・人事労務ワンポイント (375)

賃金台帳の調整義務とは

社会保険労務士 桂 好志郎

こと。」(労基法第10
8条) があります。

◇賃金台帳の調整を必
要とする理由は

労働の事実はその場
で消えてしまう行為で
すから、第三者には、
あとでその労働の事実
を確認する方法があり
ません。これを一定要

件に従つて記録するこ
とによって法的効力を

付与したのが法定帳簿
で、労基法に労働者名
簿と賃金台帳の作成と
備付け義務が規定され
ています。これに出勤
簿を加えて、特定の日
についての労働契約の
履行の事実を確認する
ことになります。

◇賃金台帳は特に賃金
を中心とする労働条
件を明確にするため
に、記載すべき事項
が定められている

①氏名
②性別
③賃金計算期間（日
雇労働者を除く）
④労働日数
⑤労働時間数（労働
時間等の規定が適
用除外される者を
除く）
⑥時間外労働時間数、
数等を記入していな
い

先日トラブルが原因
で労働基準監督署の調
査を受けました。いく
つかの労基法違反の指
摘・是正を求められま
した。そのひとつに、
「賃金台帳に、労働時
間数、時間外労働時間
数等を記入していな
い

これらの帳簿は、雇
用保険や健康保険等の
手続きや、労災保険給
付請求等の場合の根拠

となるものです。

また休業手当、解雇
予告手当等を支払う場
合には、支払賃金に基
づく正確な平均賃金の
算定が要求されるので、
賃金支払の都度遅滞な
く記入しなければなら
ないことになつていま
す。

◇賃金台帳の調整を必
要とする理由は
労働の事実はその場
で消えてしまう行為で
すから、第三者には、
あとでその労働の事実
を確認する方法があり
ません。これを一定要

件に従つて記録するこ
とによって法的効力を

付与したのが法定帳簿
で、労基法に労働者名
簿と賃金台帳の作成と
備付け義務が規定され
ています。これに出勤
簿を加えて、特定の日
についての労働契約の
履行の事実を確認する
ことになります。

①氏名
②性別
③賃金計算期間（日
雇労働者を除く）
④労働日数
⑤労働時間数（労働
時間等の規定が適
用除外される者を
除く）
⑥時間外労働時間数、
数等を記入していな
い

これらの帳簿は、雇
用保険や健康保険等の
手続きや、労災保険給
付請求等の場合の根拠

◇「賃金台帳」と「源
泉徴収簿」は全く別
のもの
源泉徴収簿は、所得
税等の控除額を算出す

休日労働時間数及
び深夜労働時間数
(労働時間等の規
定が適用除外され
る者については、
時間外労働時間数
及び休日労働時間
数を除く)

◇賃金台帳は特に賃金
を中心とする労働条
件を明確にするため
に、記載すべき事項
が定められている

①氏名
②性別
③賃金計算期間（日
雇労働者を除く）
④労働日数
⑤労働時間数（労働
時間等の規定が適
用除外される者を
除く）
⑥時間外労働時間数、
数等を記入していな
い

◇「賃金台帳」と「源
泉徴収簿」は全く別
のもの
源泉徴収簿は、所得
税等の控除額を算出す

これらの帳簿は、雇
用保険や健康保険等の
手続きや、労災保険給
付請求等の場合の根拠

休日労働時間数及
び深夜労働時間数
(労働時間等の規
定が適用除外され
る者については、
時間外労働時間数
及び休日労働時間
数を除く)

これらの帳簿は、最後に
記入した日から3年間
保存しなければなりま
せん。

賃金台帳は、最後に
記入した日から3年間
保存しなければなりま
せん。

また、賃金台帳を作
成するときに記入する
労働時間等は、労働法
令の遵守の点からも労
務管理を行う際の重
要な情報となります。記
入している賃金台帳、
記載事項に漏れはない
か、いま一度チェック
してみてください。

税務・人事労務ワンポイント

バックナンバーを
協会ホームページで公開中



https://www.vidro.gr.jp/one_point/

※無断転載禁止